

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 3 月 20 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 3 号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報取扱事務登録簿)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の登録年月日（登録した事項を変更する場合には、<u>変更年月日</u>）</p> <p>(2)一(10) (略)</p> <p>(本人等の確認に必要な書類)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして企業長が<u>別に</u>定める書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(開示の実施等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該個人情報に係る部分をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録（条例第 2 条第 1 号アに規</p>	<p>(個人情報取扱事務登録簿)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の登録年月日（登録した事項を変更する場合には <u>変更年月日</u>）</p> <p>(2)一(10) (略)</p> <p>(本人等の確認に必要な書類)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして企業長が定める書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(開示の実施等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該個人情報に係る部分をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録（条例第 2 条第 1 号アに規</p>

定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を光ディスク(日本工業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量700メガバイトのもの又は日本工業規格X 6235及びX 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量4.7ギガバイトのもの)に限る。以下同じ。)に複写したもの

2 (略)

3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ (略)

4 (略)

5 (略)

(1)・(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ (略)

6—11 (略)

定する電磁的記録をいう。以下同じ。)をフロッピーディスク(日本工業規格X 6223に適合する幅90ミリメートルのフレキシブルディスクカートリッジをいう。以下同じ。)、光磁気ディスク(幅90ミリメートルの記憶容量230メガバイトのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本工業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量650メガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したもの

2 (略)

3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ 当該電磁的記録の当該個人情報に係る部分をフロッピーディスクに複写したもの

ウ 当該電磁的記録の当該個人情報に係る部分を光磁気ディスクに複写したもの

エ (略)

4 (略)

5 (略)

(1)・(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの当該個人情報に係る部分を更にフロッピーディスクに複写したもの

ウ 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの当該個人情報に係る部分を更に光磁気ディスクに複写したもの

エ (略)

6—11 (略)

附 則

1－5 (略)

(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)

6 平成31年4月1日前に泉南市個人情報保護条例施行規則(平成12年泉南市規則第6号)、阪南市個人情報保護条例施行規則(平成12年阪南市規則第22号)、豊能町個人情報保護条例施行規則(平成13年豊能町規則第12号)、忠岡町個人情報保護条例施行規則(平成11年忠岡町規則第18号)、田尻町個人情報保護条例施行規則(平成13年田尻町規則第2号)又は岬町個人情報保護条例施行規則(平成13年岬町規則第5号)(次項において「市町の規則」という。)の様式により提出されている請求書その他の書類のうち、水道事業に係るものは、この規則の様式により提出されたものとみなす。

7 市町の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表(第31条関係)

項	区分	費用の額
(略)	(略)	(略)
3	(略)	(略)
4	(略)	(略)
	(略)	(略)

附 則

1－5 (略)

別表(第31条関係)

項	区分	費用の額	
(略)	(略)	(略)	
3	(略)	(略)	
4	フロッピーディスクへの複写による作成	文書等をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合 その他の場合	1枚につき20円 に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額 1枚につき80円
5	光磁気ディスクへの複写による作成	文書等をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合 その他の場合	1枚につき140円 に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額 1枚につき200円
6	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	備考 (略)
様式第2号その1 (第4条関係) 別紙のとおり	様式第2号その1 (第4条関係) 別紙のとおり
様式第2号その2 (第4条関係) 別紙のとおり	様式第2号その2 (第4条関係) 別紙のとおり
様式第10号 (第9条関係) 別紙のとおり	様式第10号 (第9条関係) 別紙のとおり
様式第14号 (第12条関係) 別紙のとおり	様式第14号 (第12条関係) 別紙のとおり
様式第39号 (第30条関係) 別紙のとおり	様式第39号 (第30条関係) 別紙のとおり

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後にされた大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項若しくは第2項の規定による請求、条例第22条第4項の規定による申出又は条例第48条第1項の規定による請求（以下「開示請求等」という。）について適用し、同日前にされた開示請求等については、なお従前の例による。
- 3 改正前の大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。